

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）
実施状況第9回報告書」に盛り込むべき事項について（御意見募集）

内閣府男女共同参画局

女子差別撤廃条約は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。

我が国は1985年に女子差別撤廃条約を批准し、国内の実施体制の整備や、男女共同参画社会基本法の制定を始め、様々な取組を行ってきています。

条約は、締約国に対し条約の実施のためにとった立法、司法、行政その他の措置等について、定期的に報告書を提出することを求めており、次回の報告書を、2020年3月までに提出することが要請されています。

つきましては、本報告書に盛り込むべき事項等について、国民の皆様から広く意見募集することとしましたので、下記の要領に従って御意見をお寄せください。

記

1. 募集する意見

- 女子差別撤廃条約実施状況第9回報告書に我が国の現状として盛り込むべき事項

（留意事項）

- ・ 報告書は、2014年1月以降の事項について記述を予定しております。このため、本意見募集の対象となる事項についても、報告書と同様の期間のものとなります。
- ・ いずれも女子差別撤廃条約の条文に沿って御記入ください。
- ・ 女子差別撤廃条約の条文を含む各種情報は、内閣府男女共同参画局ホームページ（http://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppai/index.html）を御参照ください。

2. 意見募集期間

平成30年9月28日（金）～10月17日（水）まで

3. 意見提出方法

- (1) インターネット上の意見募集フォーム（締切日までに必着）

<https://form.cao.go.jp/gender/opinion-0222.html>

- (2) 郵送（[様式] をダウンロードの上、記入してください。締切日消印有効）

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府男女共同参画局総務課（国際担当）意見募集担当 宛

4. その他

- ・ 電話による御意見は受け付けいたしません。
- ・ 御意見は日本語でお願いいたします。
- ・ いただいた御意見については、個別に回答はいたしかねます。
- ・ いただいた御意見は、個人情報を除き公開されることがあります。
- ・ いただいた御意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 様式に御記入いただいた個人情報については、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき、適正な管理を行います。団体（個人）名、住所、電話番号、Eメール及び執筆者名（団体の場合）は、必要に応じて、御意見のより具体的な内容を確認させていただく場合などのために記入をお願いするものです。

■問い合わせ先

電話：03-6257-1357